



3月29日(火曜日)

することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起

平成17年

この処分の取消しの訴えは、

前記の審査請求に対する裁決を経た後、

その裁決

(◉印は、県法規集掲載事項) ページ

規

則

目

次

●香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務

課

月を経過しても裁決がないとき、

処分、処分の執行又は手続の続行により生ず

その他裁決を経ないことに

審査請求があつた日から 3

ば提起することができないこととされていますが、

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ

なお、

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

規

則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事

真

武

紀

「 1 この税金の賦課決定について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた

日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事

を

に書面で審査請求をすることができます。

第四号様式 (その一)及び第四号様式 (その二)中

あるのは「決定」とする。

第二号様式備考を次のように改める。

ことができます。

つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、

「裁決」と

香川県規則第三十九号

 \bigcirc

 \bigcirc

平成十七年三月二十九日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

香

Ш

県

報

同条第一項」に改める。

第二十条中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項又は第二項」に、「同項」を「

の十)による納付書を使用して納付する場合にあつては、県外の郵便局とする。

ただし、第五号様式 (その九)による納入書を使用して納入し、又は第五号様式 (そ

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起

第十条第三項第二号中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項又は第二項」に改め

第九条に次のただし書を加える。

香川県税条例施行規則(昭和二十九年香川県規則第十六号)の一部を次のように改正す

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

第二号様式注意を次のように改める。

(号外七)

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

月を経過しても裁決がないとき、

処分、処分の執行又は手続の続行により生ず

審査請求があつた日から 3

に

ば提起することができないこととされていますが、

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ

その他裁決を経ないことに

つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第四号様式 (その三)注意1を次のように改める

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四号様式 (その四)中

1 この税金の賦課決定について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事やに書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ

に

ば提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

意1及び第四号様式(その八)注意1を次のように改める。 第四号様式(その五)注意1、第四号様式(その六)注意1、第四号様式(その七)注

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四号様式の二(その一)及び第四号様式の二(その二)中

「1 この変更について不服があるときは、この変更納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面 やで審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

がめる

第四号様式の二 (その三) 注意1を次のように改める。

| この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(その六)注意1及び第四号様式の二 (その七)注意1を次のように改める。 第四号様式の二 (その四)注意1、第四号様式の二 (その五)注意1、第四号様式の二

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第五号様式 (その八)の次に次の二様式を加える。

香

Ш

県

第5号様式(その9)(第3条関係) (第1片)

		绺	職 #			檻	緬	洏	⊢	H 股	笺 〈 描	•	⋈	推 位	甘入		
権	빡	やの毎	非居住者, 外国法人	課税	X S	07	01	県民税利子割特別徴収税額計算書	上記のとおり納入(通知)します。	h 計	延滞金	税額	払金額			 口座番号	
	14	13	12	11		郵便貯金利子	公社債利子	別徴収税	1人(通知	04	03	02	01			 - 4 0	
				ia I	ì	金利子	出	額計算書) します。				+				
				п	ᄲ	20	10						痼	泰 泰 是 路	E		III)H
													十四	御衛	年』月分		香川県
				-	F	払養老保	貯蓄契約	(第					+		\$		
		-\		ā II	H	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	入済通知	(絶入書は、				Ъ		E	 -	兼約入
				-	送	丛損害保険	市保険等の	1					井田		年 三 月		河通知書 :
				п	H	等の差益	益益	県保管)	郵便局保管)				+		日提出	 _	兼納入済通知書(払込取扱票)
			\ \		8	发卵 E靴	文. 以 : 業 <i>?</i>	3額以務務 考	· 作品 概:		事項	処理	ⅎ			癫	
				取りまとめ店	課税事務所	(電話)			洞· 呼							 #	ß
	全田	点 強	ì		爬				所在地及び名称							퍼 +	
									なび名称							 Ъ	
																+	
																 퍼 +	
																 3	

五

	離		統	端井			灎	繿	<u>س</u>	<u>_</u>	出版	笺 〈 < 描	÷	₩	者名	拉入		
		뽜	その街	非居住者 外国法人		区分	07	01	具民税利子割	上記のとおい	마 파	無		払金額			 - 口座番号	
		14	13	12	<u></u>	ł	郵便貯金利子	公社債利子	県民税利子割特別徴収税額計算書	上記のとおり領収しました。	04	03	02	01 +			 · 号 ·	
	-				+	支 払 額	20	10	車					編	特別徴義務者番	-ш		香川県
	-				世 + 巴		一時払養老保険・-	材形貯蓄契約に係る						百十万	录	月分	 -	
			-		Ь	税額	一時払損害保険等の差益	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	(納入者保管)				书 酉 十		二年 一月 一日提出	 -	県民税利子割領収証 書	
				1			安 和 E靴		四割別別別別別 名称 者	特型 機		事項	処理			l	 圇	収証書
							(電話)			黑· 雪 所	-						 田	\text{\text{\$\sigma}}
—— ——	['] वे	: 111 5	元 第							所在地及び名称							 + 5	
																	 千 百 十	
							恕										 	

第5号様式(その10)(第3条関係)

(納付書の表面)

香

六

よなら	層面の				通信欄	民名・	爬	弘込人住		加人者名			
これより下部には何も記入しないでください。	裏面の注意事項をお読みください。		新 神 神 神 神 神 神 神 神	(2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	瓷	:	ō		納税者				
:は旬も	を出る	I	1 1 1 1 1	<u>+</u>	納税者番号		然皿		の住用			口座番号	
記入に	なくた				qi		THE STATE		納税者の住所及び氏名又は名称				
ない	CH.				G		徴収番号		代名又			一	
けくだ							alo		は名巻			+	世
라	(私製承認		光弧	21			4					Ъ	
	艦	빡	延滞金額	税額			年度					#	뮟
												퍼 +	按標準
	 						想见						₿
	<u>എ</u>									麁	蓝	胁	
	i ! !	. 3	3	3		$\frac{1}{2}$	田和					#	
	——————————————————————————————————————	幸 □		本	XB	-	申告区分					<u> </u>	-
							₩					Ъ	<u> </u>
							申告決議日					+	当二
												 +	指金
							#						
			0,	この	コしくだっ	±9⊁⊓	MA	ないで郵信	切り取ら				
					住所民名	>> >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	#	名 額	3人者名	t dom	相倒口		
			痛	i				+		I	머		
								퍼			+		· 公 · 给
								+ 5			 괴 		ME
			受付局	1				+			#		企 質
			受付局日付却	i				<u> </u>			퍼 + 河	45	
			=	1				+		[سر -	し え	:

(納付書の裏面)

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

注意

延滞金額の欄に表示があるときは、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算しています。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を活たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を無じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算されます。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付する必要はありません。

ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

Ш 県 報 平成十七年三月二十九日 (号外七)

七

Ш

第六号様式中

「この過料処分について不服があるときは、この納額告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

を

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決が

あつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著し

い損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当

な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができ

改める。

第七号様式 (その一)中

「1 この督促状に係る督促の処分について、不服があるときは、督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

が る。

第七号様式 (その一) 備考2を次のように改める。

第七号様式 (その二)中

に

「1 督促の処分について不服があるときは、督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請求 やをすることができます。

審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

「1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

第八号様式注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第八号様式の二中

「4 この処分について不服があるときは、この催告書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により香川県知事に書面で審査請め求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

4 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことに

つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

以める

第八号様式の二備考1を次のように改める。

1 県たばご税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第十九号様式の二注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から 3 月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十九号様式の二備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第十九号様式の六注意を次のように改める。

に

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となり

9

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十九号様式の六備考を次のように改める。

満考 軽油引取税にあつては、「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「決定」とあるのは「裁決」とする。

第十九号様式の七注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十九号様式の七備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第十九号様式の十注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十九号様式の十備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第十九号様式の十一注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十九号様式の十一備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

(その三)注意2及び第三十八号様式(その四)注意2を次のように改める。(第三十八号様式(その一)注意2、第三十八号様式(その二)注意2、第三十八号様式

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三十八号様式(その五)注意2を次のように改める。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で異議申立てをすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起

することができます。

める。 第三十八号様式 (その六)注意2及び第三十八号様式 (その七)注意2を次のように改

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三十九号様式注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第三十九号様式備考を次のように改める。

帯考 県たばご税にあつては「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、連結法人の法人税割にあつては「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、特定信託に係る法人税割及び法人事業税にあつては「事業年度」とあるのは「計算期間」とする。

第四十六号様式の三 (その一)注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十六号様式の三 (その一) 備考1を次のように改める。

1 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第四十六号様式の三 (その二)注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十六号様式の四注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十六号様式の四備考を次のように改める。

備考 県たばご税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第四十六号様式の五注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

•

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十六号様式の五備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第四十七号様式 (その一)注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十七号様式(その一)備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

消費(この危分について不暇があるとずは、この危分があしたことを担した日の殴日か第四十七号様式(その二)注意及び第四十七号様式(その三)注意を次のように改める。

ら起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ 提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を 経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著し い損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当 な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができ ます。

第四十八号様式(その一)注意2を次のように改める。

2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十八号様式 (その一) 備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第四十八号様式 (その二)注意2を次のように改める。

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第四十八号樣式 (その二) 備考を次のように改める。

帯考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第六十五号様式注意を次のように改める。

注意 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決が

あつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができな理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができ

第九十六号様式 (その一)注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十六号様式 (その一) 備考を次のように改める。

備考 県たばご税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十六号様式 (その二の口)注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十六号様式 (その二の口) 備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十六号様式(その四)注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十六号様式(その四)備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十七号様式注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から 3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ず

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十七号様式備考を次のように改める。

備考 県たばご税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十七号様式の二注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から 3 月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十七号様式の二備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十八号様式注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

9

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十八号様式備考を次のように改める。

満考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第九十九号様式注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第九十九号様式備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第百号様式の二 (その一) 注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日

から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決 があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第百号様式の二 (その一) 備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

第百号様式の二(その二)注意1を次のように改める。

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第百号様式の二(その二)備考を次のように改める。

番卷 あるのは「決定」とする。 県たばこ税にあつては、 「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、 「裁決」と

第百号様式の五 (その一) 注意1を次のように改める

することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことに 月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ず **つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する** ば提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3 ことができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ

第百号様式の五(その一)備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」と あるのは「決定」とする。

第百号様式の五 (その二) 注意1を次のように改める。

することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

月を経過しても裁決がないとき、 ば提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から 3 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ず

> る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ことができます。 **つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する** その他裁決を経ないことに

第百号様式の五 (その二) 備考を次のように改める。

備考 県たばこ税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」と あるのは「決定」とする。

第百号様式の七注意3を次のように改める。

3 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日 れか早い日までに、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 から起算して60日を経過する日と地方税法第19条の4第4号に規定する日のいず

することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となりま があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決

つき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する 月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ず ことができます。 る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ば提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から 3 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなけれ その他裁決を経ないことに

第百号様式の七備考を次のように改める。

雅 あるのは「決定」とする。 **県たばご税にあつては、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」と**

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

